

議 事 内 容

専務理事	<p>皆様、ご着席ください。</p> <p>さて、本日の「第32回常設審議委員会」については、審議委員の総数19名に対し13名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、本日は、坂井会長が全国農業会議所の行事のために欠席されています。そこで会長の代行を宮崎副会長にお願いしておりますので、ご報告します。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、宮崎副会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
副会長	<p>第32回常設審議委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。</p> <p>政府・与党では、農地中間管理機構の5年後見直しについての議論が行われている最中です。人・農地プランの充実や、円滑化団体と機構の一体化などが論点となっているほか、農業委員会が地域の話し合い活動に積極的に参加することも課題に挙げられています。農地集積に向けて、より一層地域全体が前進できればと思います。</p> <p>ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第4条・2件、第5条・9件となっています。</p> <p>どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。</p>
専務理事	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、前回の審議案件の結果の報告です。</p> <p>農業会議事務局から報告いたします。</p>
農業会議事務局	<p>(前回の審議案件の結果について報告。)</p>
専務理事	<p>それでは、審議に入りたいと思いますが、農業会議定款第45条の規定に基づき、議長を宮崎副会長にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、只今から議事に入ります。</p> <p>議事録署名者として、小城市・貝原委員と玄海町・日高委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。</p>
議長	<p>それでは、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。</p> <p>一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局</p>

及び農業会議事務局から、説明をお願いします。
まず、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号4-1、〇〇〇〇申請の保育所及び子育て交流広場用地への転用において、申請地は〇〇町役場から概ね300m以内にあることから第3種農地と判断され、許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会分を農業会議事務局からお願いします。

農業会議事務局

〇〇農業委員会より要請がありましたので、農業会議事務局から説明します。

整理番号4-2、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

議長

次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-1、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-2、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-3、〇〇〇〇申請の貸自動車整備工場用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内

にある農地で、その区域の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適することから甲種農地と判断されますが、県道17号線の沿道の区域で車両の通行上必要な施設の場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-4、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用への転用において、申請地はJR〇〇駅から概ね300m以内にあることから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

整理番号5-5、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会分を農業会議事務局から2件続けてお願いします。

農業会議事務局

〇〇農業委員会より要請がありましたので、農業会議事務局から説明します。

整理番号5-6、〇〇〇〇申請の工事用道路、資材ヤード、駐車場用地への一時転用において、申請地は市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地であり、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。また、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

整理番号5-7、〇〇〇〇申請の残土処分場用地への転用において、申請地は市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地であり、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

議長 次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会	<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-8、〇〇〇〇申請の特別養護老人ホーム用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、土地収用法の規定による告示に係る事業で許可し得ることから、許可相当と判断されております。</p> <p>整理番号5-9、〇〇申請の型枠大工用作業倉庫、従業員駐車場、資材置場用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p>
議	<p>長 第4条関係2件、第5条関係9件について説明がありました。ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。</p>
議	<p>長 はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の保育所及び子育て交流広場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。</p>
〇〇委員	<p>申請地の畑は、事前に〇〇町が交渉して購入されているのですか。</p>
〇〇農業委員会	<p>平成の早い時期に〇〇町が公共用地として土地を取得したところです。この度、保育所を建設するにあたり、農地法の手続きが必要とのことで今回申請をさせていただいた運びです。</p>
〇〇委員	<p>農地法上は、地方公共団体が教育等の目的以外に農地を取得し、農地としての保有はできないのではないですか。</p> <p>公共用地として買うことはできるが、その場合は計画どおりの施設を建てるのが前提だと思う。</p>
〇〇農業委員会	<p>当初の目的は、図書館及び児童館の予定で購入し、検討会等を開かれた中で、この場所に図書館等を建てるのはふさわしくないとのことで計画の変更がまっているようです。なお、図書館については平成28年4月に別の場所に建設されています。また、保育所は昭和50年頃に建てられ老朽化が進み、ここの場所に建てられることになった経緯がございます。</p>

- 〇〇委員 保育所及び子育て交流広場そのものは問題ないと思いますが、目的を持って購入し、計画どおりの申請処理をしてもらいたい。
- 〇〇委員 町が公共用地として購入して、農地のままにしておいていいのですか。そこが問題ではないでしょうか。
- 農業会議事務局 委員ご指摘のとおり、地方公共団体が農地の取得が可能な場合は、市町の試験田や市町立小中学校の教育実習農場等で、他の目的では取得できません。
今回のケースは、公共用地として取得して目的が変わり、いろんな経緯を巡ってこの度申請されているようです。農地として何年持てるのかというのは議論になると思いますが、たまたま期間が長くなったとの判断でよろしいのではないかと。
- 〇〇委員 前例となってしまうのでは。元の所有者に戻して再度、申請のやり直しとかを検討すべきではないかと思いますが。
- 〇〇委員 〇〇町としても農地として取得し登記され、やむを得ないところもあると思いますが、計画を持ってしていただきたいです。
- 議長 他にご質問等ございませんか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)
- 議長 ご質問等ないので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委員一同 (全員挙手)
- 議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議長 次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 土地利用の概要ではクヌギ1,600本の計画となっておりますが、実際の図面では3筆合計しても1,000本にしかならず、本数の違いがあると思いますがいかがでしょうか。
- 農業会議事務局 図面の記載が間違いだと思われます。

議 長	他にご質問等ございませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	5-1の案件と比べて価格が違いすぎませんか。図面をみても100mくらいの距離と推測されますけど。一般的には近傍類似の価格というものを考慮されると思われませんがいかがでしょうか。
〇〇農業委員会	ご指摘のとおり5-1と5-2は直線距離で100mくらいです。5-1の方は、会社の方がこの辺りの出身で前々から相談されていたようで、交渉の中で妥当な金額だと話しがあったと推測されます。

議 長	他にご質問等ございませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の貸自動車整備工場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	譲受人は無職とのことですが、不動産業における宅地建物取引業法に違反するのではないのでしょうか。
〇〇農業委員会	宅地建物取引業法に抵触するかどうかは分かりませんが、現在も別の場所で貸自動車をされており実績があります。
〇 〇 委 員	宅地建物取引業法の資格がないと貸せないのではないですか。
〇〇農業委員会	ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。
議 長	他にご質問等ございませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請

	の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	〇〇〇〇の過去の申請分で売れ残りはありませんか。また、今回2箇所同時に申請されているが可能ですか。
〇〇農業委員会	〇〇〇〇の過去の進捗状況ですが、平成10年から6件の申請があっており進捗率は7割を超えています。
〇〇委員	農業会議は、どのようにお考えですか。
農業会議事務局	同じ申請者が2箇所同時期の申請を受け付けることはやぶさかではありません。
〇〇委員	分かりました。
議長	他にご質問等ございませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」

として唐津市農業委員会会長に回答いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の工事用道路、資材ヤード、駐車場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委 員 一 同 (全員挙手)

議 長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の残土処分場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇 〇 委 員 残土処分場への申請であるが、何万㎡とか数値はわかりますか。また、擁壁は作らなくてもいいんですか。

〇 〇 委 員 今回の申請は残土の仮置き場です。

議 長 他にご質問等ございませんか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委 員 一 同 (全員挙手)

議 長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の特別養護老人ホーム用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

○ ○ 委 員	既存の施設は〇〇山の中腹にあるとのことですが、移転後の既存施設の利用はどのようにされますか。
〇〇農業委員会	検討中で今のところ聞いておりません。
議 長	他にご質問等ございませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の型枠大工用作業倉庫、従業員駐車場、資材置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
○ ○ 委 員	整地費や建設費はなくてもいいんですか。
〇〇農業委員会	公共事業の残土を持ち込まれる計画となっており、材料等も揃えており、自前施行で対応されると聞いています。
○ ○ 委 員	はい。
議 長	他にご質問等ございませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議 長	以上、本日意見を求められた農地法第4条関係2件、第5条関係9件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
専 務 理 事	農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議 長	続きまして、次の項目に移ります。 さが農業経営相談所に係る相談内容等について、事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	それでは、資料2について説明をさせていただきます。 (資料2について説明。)
議 長	このことについて、皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(情報共有・意見交換)
議 長	ありがとうございました。 それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
専 務 理 事	ありがとうございました。 最後に、その他の項目に移ります。
農業会議事務局	(資料3について説明。)
専 務 理 事	以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。 なお、次回は、12月17日となっておりますので、御予定をお願いします。お疲れ様でした。

14時45分